

早わかり

介護保険

介護保険は高齢者の安心を社会全体で支えるしくみです



介護保険に関するお問い合わせは・・・

介護保険課	●介護保険料について	928-1180	
	●介護認定について	928-1173	
	●訪問調査について	928-1181	
	●制度・サービスについて	928-1166	
	●サービス事業者の指導について	928-1232	
	●サービス事業者の指定について	928-1259	
	●施設整備について	928-1281	
高齢者支援課	●FAX	928-1732	
	●介護予防・日常生活支援総合事業について	928-1189	
	●地域包括支援センターについて	928-1065	
松永保健福祉課	930-0410	北部保健福祉課	976-8803
東部保健福祉課	940-2572	神辺保健福祉課	962-5005
新市支所	0847-52-5515	沼隈支所	980-7704

 福山市

地域包括ケアシステム
1ページ

しくみと被保険者
3ページ

介護保険料
5ページ

サービス利用の手続
7ページ

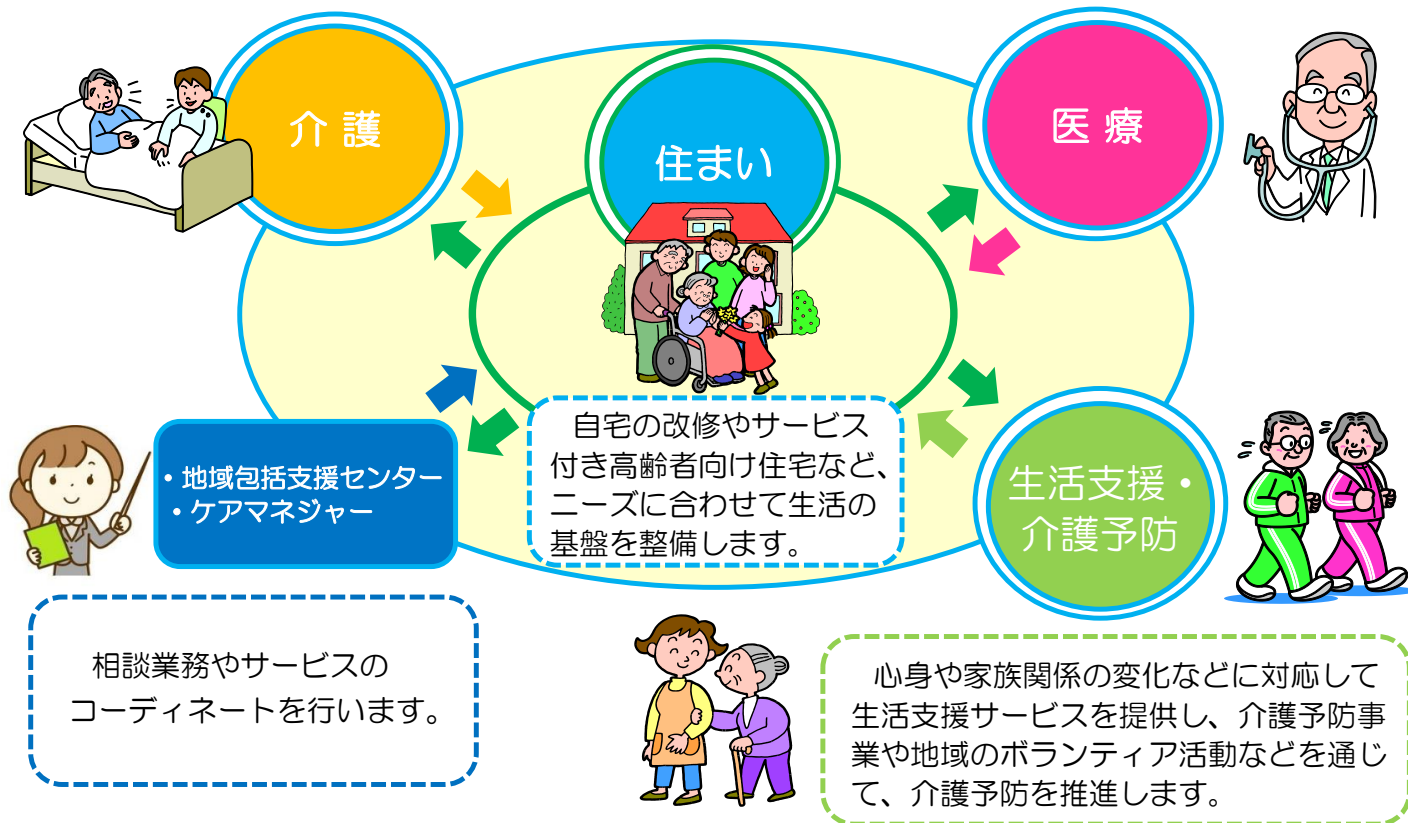
サービスの内容
9ページ

サービスの費用
17ページ

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組みです。福山市と地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えています。

訪問介護や通所介護、短期入所生活介護などのほか、地域密着型サービスの整備をすすめていきます。

地域のかかりつけ医を中心とした24時間体制の在宅医療、訪問看護などの環境を整備し、介護や福祉分野との連携を充実させていきます。



地域包括支援センターへご相談を！

地域包括支援センターは地域で暮らす高齢者の総合的な相談窓口です。専門的な知識を持った主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などが連携し、介護・健康・福祉・医療・生活に関する相談などに対応し、適切なサービスにつなげるなどの支援をしています。地域の身近な相談窓口となっているので、困ったり、悩んだりした時には相談しましょう。

地域包括ケアにおける介護保険の役割

地域包括ケアシステムの深化・推進における介護保険の取り組みとして、高齢者の尊厳を保持し、個人の有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように様々な支援を行っています。

詳しくは3ページ以降へ

福山市地域包括支援センター一覧

センター名	所在地	電話	FAX	担当地域（小学校区）
福山市地域包括支援センター三吉	西深津町6-6-10	973-0155	926-7371	東、千田、桜丘、西深津
福山市地域包括支援センター三吉町南	三吉町南2-11-22	927-9039	922-8767	手城、深津、旭
福山市地域包括支援センター南本庄	南本庄3-1-52	920-8161	928-8167	西、樹徳、久松台、明王台
福山市地域包括支援センター野上	野上町2-5-9	921-0210	921-0243	南、霞、光
福山市地域包括支援センター箕島	箕島町5816-144	981-1856	981-1811	川口、箕島、新涯、曙、多治米、川口東
福山市地域包括支援センター赤坂	赤坂町大字赤坂1282-4	949-2170	949-2178	泉、津之郷、赤坂、瀬戸、熊野、山手
福山市地域包括支援センター南蔵王	南蔵王町6-16-54	940-1130	940-1135	蔵王、春日、緑丘、日吉台
福山市地域包括支援センター引野	引野町5-9-21	940-5090	943-7050	引野、大津野、旭丘、長浜、野々浜
福山市地域包括支援センター坪生	坪生町7606	947-9090	947-3999	坪生、伊勢丘、幕山、大谷台
福山市地域包括支援センター水呑	水呑町3344-1	956-2310	956-2938	水呑、高島、鞆の浦学園
※ 福山市地域包括支援センター水呑サブセンター鞆	鞆町後地1296-2	982-3323		
福山市西南部地域包括支援センター	南松永町2-8-12	933-6272	933-6273	神村、本郷、遺芳丘、松永、柳津、金江、藤江、想青学園、山南
※ 福山市西南部地域包括支援サブセンター柳津	柳津町98-1	933-9898		
福山市西南部地域包括支援サブセンター内海・沼隈	沼隈町草深1889-6	965-6702		
※ 内海ランチ（取次窓口）	内海町口2827	986-2400		
沼隈ランチ（取次窓口）	沼隈町草深1889-26	987-0555		
※ 山南ランチ（取次窓口）	沼隈町中山南469-3	988-1611		
福山市北部地域包括支援センター	駅家町倉光435-2	976-0071	976-0084	駅家、駅家西、駅家北、有磨、福相、宜山
※ 福山市北部地域包括支援サブセンター芦田	芦田町福田189-1	950-0071		
福山市北部地域包括支援サブセンター駅家	駅家町万能倉96-1	977-0071		
福山市地域包括支援センター新市	新市町下安井3500	0847-51-3222	0847-51-3610	常金丸、網引、新市、戸手
福山市北部東地域包括支援センター	神辺町新徳田2-259	962-2495	962-2496	湯田（秋丸を含む）、中条、道上、御幸、加茂
※ 福山市北部東地域包括支援サブセンター加茂	加茂町上加茂224-1	972-3124		
福山市地域包括支援センターかなべ	神辺町川南1406-1	960-3890	960-3892	神辺（秋丸を除く）、御野、竹尋

※印のセンターでは、担当地域の高齢者人口が多いため、相談窓口などとしてサブセンター等を設置しています。

- ・地域包括支援センター設置数 15箇所
- ・地域包括支援サブセンター設置数 6箇所
- ・地域包括支援サブセンターランチ設置数 3箇所

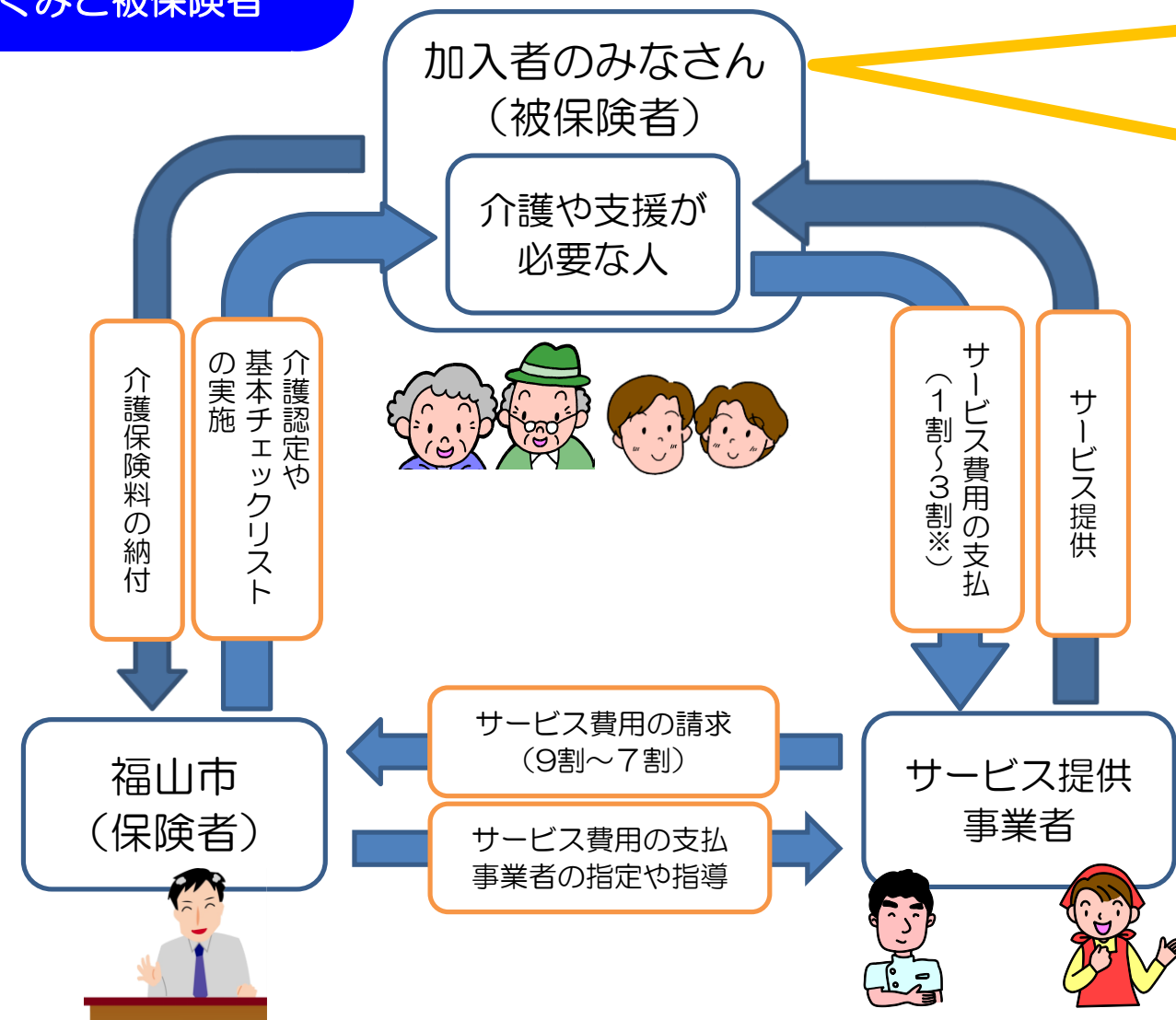
しくみと被保険者

介護保険料

サービス利用の手続

サービスの内容

サービスの費用

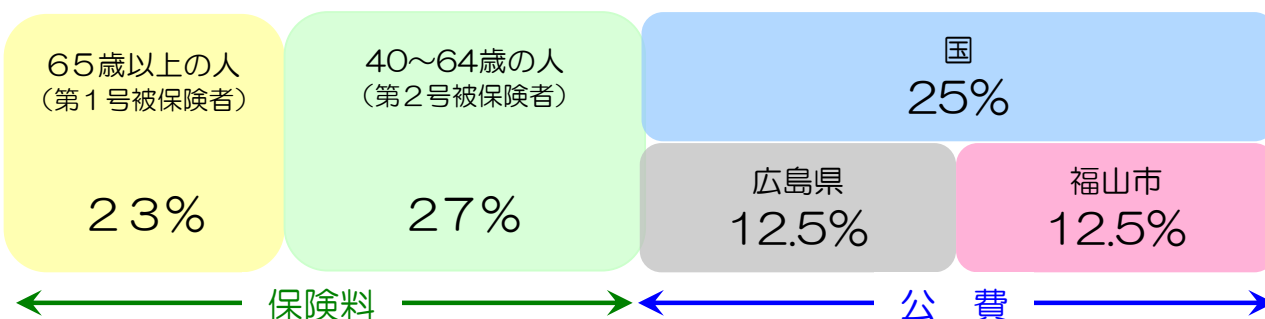


※サービスの費用については17ページ

介護保険の財源

保険給付費の半分は介護保険料でまかなっています

介護保険は、サービスの給付に必要な財源の半分以上を被保険者が保険料として負担し、残りの半分以上を国・広島県・福山市が公費として負担して運営しています。



みなさん一人ひとりの保険料が介護保険制度を支えています

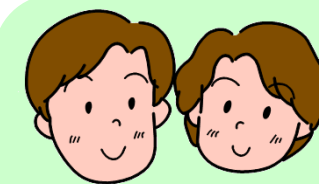
介護保険に加入する人（被保険者）



65歳以上の人（第1号被保険者）

日常生活に介護や支援が必要となり、要介護（要支援）状態の認定や生活機能の低下が認められると、サービスを利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者（詳しくは16ページへ）



40～64歳の人（第2号被保険者）

（医療保険に加入している人）

加齢に伴って生ずる疾病（**特定疾病**）が原因で、日常生活に介護や支援が必要となり、要介護（要支援）状態の認定を受けると、サービスを利用できます。

特定疾病 は次の16の疾病です

- ①がん（注1）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

注1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

介護保険被保険者証の交付

65歳になったら「介護保険被保険者証」を交付します

65歳に到達する月に交付します。

40～64歳の方は、介護認定の申請をした人に交付します。

介護保険証はこんなときに使います

- 介護認定の申請をするとき
- サービスを利用するとき

介護保険料は40歳から納めて、全員で介護を支えます

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、2024年度（令和6年度）から新しい保険料額になりました。

段階	市民税課税状況	対象者	保険料額（年額）
第1段階	世帯全員が市民税非課税	生活保護を受けている人 老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	21,100 円
第2段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	37,700 円
第3段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人	53,300 円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の誰かが市民税課税	保険料段階が第1～2段階以外の人	66,100 円
第5段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	77,800 円
第6段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人	90,200 円
第7段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	102,700 円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	118,300 円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	132,300 円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	147,800 円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	163,400 円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	178,900 円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	194,500 円
第14段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	202,300 円
第15段階		本人の前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	210,100 円
第16段階		本人の前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	217,800 円

※「公的年金等の収入金額」には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。
※「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額であり、扶養控除等の各種所得控除や事業・株式の譲渡所得等の損失に係る繰越控除などを行う前の金額をいいます。保険料段階を決める際は、合計所得金額から土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。
※第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除します。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。
※配当所得や株式等譲渡所得は、申告された場合は、合計所得金額に含まれます。

40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料

加入している医療保険によって異なり、医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めます。

加入している医療保険	納め方
国民健康保険	・介護保険料は、所得などによって異なります。 ・保険料の半分は国が負担します。 ・医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。
職場の健康保険や共済組合など	・介護保険料は、給与や加入している医療保険の種類によって異なります。 ・保険料の半分は事業主が負担します。 ・医療分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、年金の額や種類などで2種類に分かれます。

● 年金が年額18万円以上の人

年金から差し引きます（特別徴収）

対象となる年金は、老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障がい年金です。年金が年額18万円以上でも次の場合は一時的に納付書で納めます。

- ・65歳になられた直後
- ・他の市町村から転入されたとき
- ・年度途中で保険料額（年額）が変わったとき
- ・年金の支給が一時停止または制限されたとき など

● 年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替で納めます（普通徴収）

納め忘れがないよう口座振替が便利です。次のものを持って、市内の取扱金融機関で手続きしてください。

- ・預（貯）金通帳
- ・印鑑（届出印）

※毎月25日までの手続きにより、翌月以降に到来する納期限の介護保険料から口座振替になります。
※一部の金融機関については、キャッシュカードがあれば市の窓口でも口座振替の手続きができます。（窓口で手続きされるご本人名義の口座に限りします。）

介護保険料の減免

保険料段階が第2・第3段階で特に生計が困難な人、災害などの特別な事情により介護保険料の納付が困難な人は、減免制度があります。介護保険担当課へお問い合わせください。

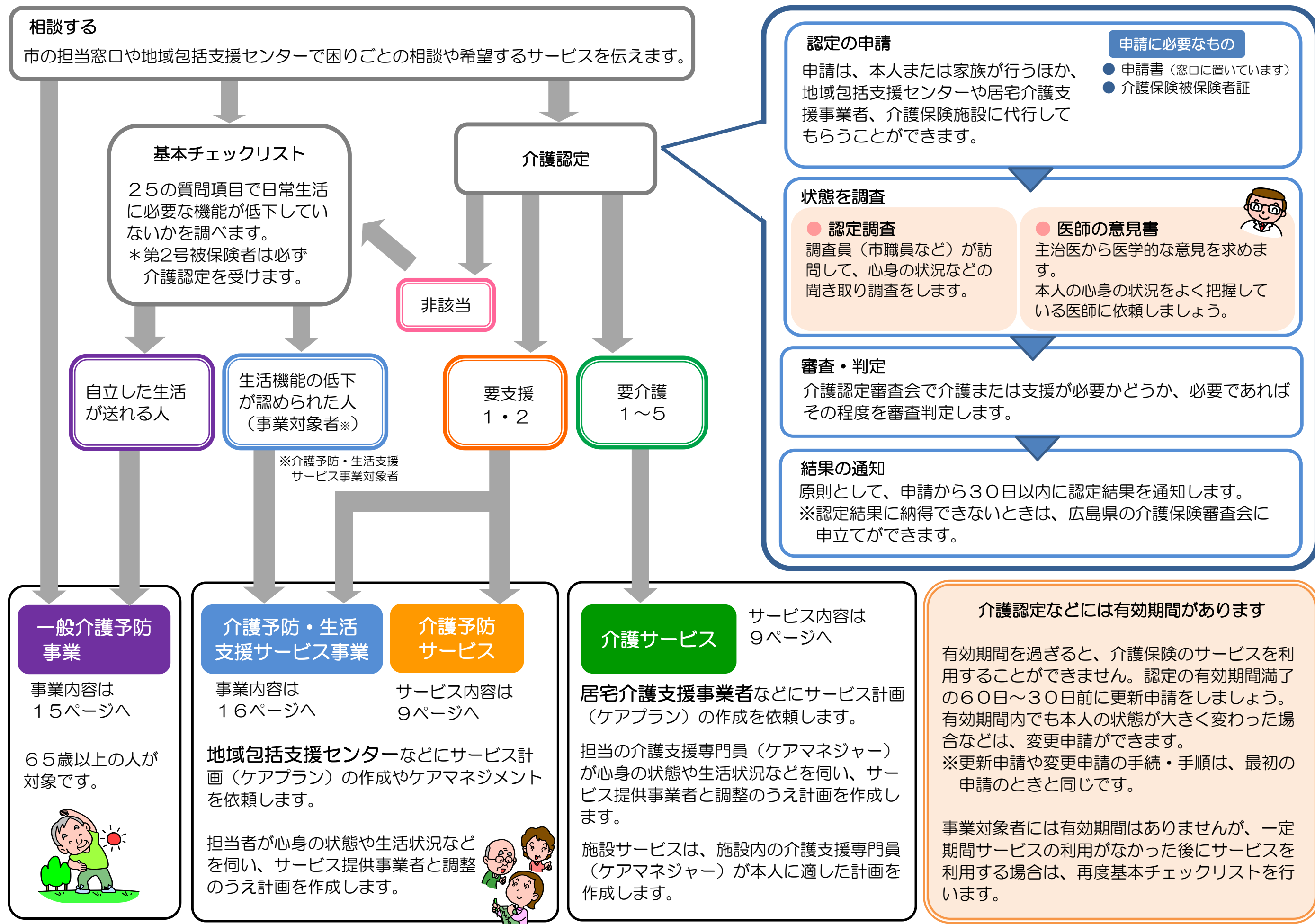
介護保険料を滞納すると・・・

特別な事情がなく介護保険料を滞納すると、次のような措置となります。

1年以上滞納すると	介護サービス費用をいったん全額支払わなければならなくなります。
1年6か月以上滞納すると	保険給付が一時差し止めとなり、滞納していた保険料額に充当されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が3割または4割となり、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。



後になって困らないためにも
介護保険料をきちんと納めましょう



居 宅 サ ー ビ ス

自宅で生活しながら、状態に応じた介護サービスを受けることができます。

自宅を訪問してもらって利用するサービス

訪問介護

介護1～5

ホームヘルパーなどが訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの援助を行います。

※要支援1・2の認定を受けた人は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。
(サービスの内容は16ページへ)

訪問入浴介護

支援1・2

介護1～5

浴槽を備えた移動入浴車などで看護師や介護職員などが訪問し、入浴の介護を行います。

訪問看護

支援1・2

介護1～5

看護師などが訪問し、療養上の世話などを行います。

訪問リハビリテーション

支援1・2

介護1～5

理学療法士や作業療法士などが訪問し、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

支援1・2

介護1～5

医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。



事業所に通って利用するサービス

通所介護〔デイサービス〕

介護1～5

デイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を日帰りで行います。

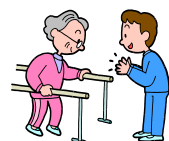
※要支援1・2の認定を受けた人は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。
(サービスの内容は16ページへ)

通所リハビリテーション〔デイケア〕

支援1・2

介護1～5

介護老人保健施設や病院などにおいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを日帰りで行います。



短期入所サービス（施設に短期間入所して利用するサービス） 〔ショートステイ〕

短期入所生活介護

支援1・2

介護1～5

特別養護老人ホームなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を短期間入所して行います。



短期入所療養介護

支援1・2

介護1～5

介護老人保健施設などにおいて、看護や医学的管理のもとにおける介護、機能訓練などを短期間入所して行います。

その他のサービス（自宅で利用するサービス）

福祉用具貸与（レンタル）

支援1・2

介護1～5

自宅で利用する車いすや歩行補助杖などの福祉用具の貸与を行います。
※介護度によって、貸与を受けられる種類が異なります。

※一部の福祉用具については、福祉用具貸与（レンタル）か特定福祉用具購入を選択できます。



特定福祉用具購入費の支給

支援1・2

介護1～5

自宅で利用する腰掛便座や入浴補助用具などの福祉用具購入の費用を、申請により支給します。利用できる上限額は、1年間につき10万円です。

※指定された特定福祉用具販売事業者からの購入に限ります。

※一部の福祉用具については、福祉用具貸与（レンタル）か特定福祉用具購入を選択できます。

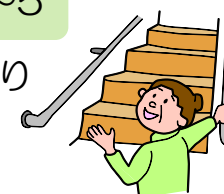
住宅改修費の支給

支援1・2

介護1～5

手すりの取付けや段差の解消など住宅改修の費用を、申請により支給します。

利用できる上限額は、住んでいる住宅につき20万円です。



その他のサービス（入居して利用するサービス）

特定施設入居者生活介護

支援1・2

介護1～5

有料老人ホームなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行います。

介護保険で利用できるサービス

地域密着型サービス

地域密着型サービスとは・・・？

認知症の人や一人暮らしの人などが、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供します。



地域密着型サービスの特徴

利用できるのは原則福山市の被保険者です

原則として、地域密着型サービスを受けられるのは、サービスを提供する事業所がある地域に居住している被保険者に限られます。

地域住民と交流が持てるような立地に所在しています

住宅地（またはその隣接地）に設置されており、住み慣れた地域に暮らしながら、顔なじみの職員による介護が可能です。



月額包括報酬制が採用されています

月額包括報酬のサービスが多く、通常の居宅サービスに比べるとサービスの回数や内容について柔軟な対応が可能となっています。

事業所が比較的小規模です

地域密着型サービスを行う事業所は、定員が通常の居宅サービスに比べて少ない人数に設定されています。そのため、より家庭的で手厚いサービスが望めます。

事業所に通って利用するサービス

地域密着型通所介護

介護1～5

定員が18人以下のデイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

※要支援1・2の認定を受けた人は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。（サービスの内容は16ページへ）

1日あたりのサービス費用 (1割負担の場合)	要介護1 416円	～	要介護5 1,365円
---------------------------	--------------	---	----------------

認知症対応型通所介護

支援1・2

介護1～5

認知症の人に、デイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

1日あたりのサービス費用 (1割負担の場合)	要支援1 260円	～	要介護5 1,472円
---------------------------	--------------	---	----------------

小規模多機能型居宅介護

支援1・2

介護1～5

事業所への通いサービスを基本に、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせて入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行います。

1月あたりのサービス費用 (1割負担の場合)	要支援1 3,109円	～	要介護5 27,209円
---------------------------	----------------	---	-----------------

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

介護1～5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に提供します。

1月あたりのサービス費用 (1割負担の場合)	要介護1 11,214円	～	要介護5 31,408円
---------------------------	-----------------	---	-----------------

自宅を訪問してもらって利用するサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護1～5

24時間対応で、定期的な巡回や通報により、ホームヘルパーや看護師などが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や療養上の世話などを行います。



訪問看護を利用しない場合

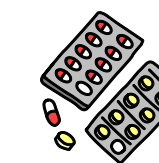
1月あたりのサービス費用 (1割負担の場合)	要介護1 5,446円	～	要介護5 24,692円
---------------------------	----------------	---	-----------------

訪問看護を利用する場合

1月あたりのサービス費用 (1割負担の場合)	要介護1 7,946円	～	要介護5 28,298円
---------------------------	----------------	---	-----------------

サービスの特徴

- 夜間の短時間見守り
- 服薬管理の対応
- 24時間365日の連絡対応が可能
- 頻回に訪問できることにより、状態の変化に早急に対応できる
- 利用金額が定額なので、訪問回数を気にすることなく安心して利用でき、利用者負担の軽減になる



などがあります。

夜間対応型訪問介護

介護1～5

夜間において、定期的な巡回や通報により、ホームヘルパーなどが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

1月あたりのサービス費用 (1割負担の場合)	989円 定期巡回又は訪問サービスを受ける場合は追加費用がかかります。
---------------------------	--

介護保険で利用できるサービス

地域密着型サービス

入居または入所して利用するサービス

認知症対応型共同生活介護〔グループホーム〕

認知症の人に、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを行います。

1日あたりの
サービス費用
(1割負担の場合)

支援2

要支援2
749円

介護1～5

要介護5
859円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 〔地域密着型特別養護老人ホーム〕 ※定員29人以下

常時の介護が必要で、自宅での生活が困難な人に、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、療養上の世話を行います。

1日あたりの
サービス費用
(1割負担の場合)

要介護1
600円

介護1～5
(原則介護3～5)

要介護5
1,048円

サービス費用はめやすであり、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。基本的な費用の他に、サービスの利用内容による加算、食費、居住費（滞在費）、理美容代、日常生活費などがかかります。

※食費と居住費（滞在費）は軽減の制度があります。詳しくは19ページへ



2018年（平成30年）4月から

「共生型サービス」が創設されました

共生型サービスとは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために新たに位置づけられたもので、共生型サービスの指定を受けた障がい福祉サービス事業所で、介護保険のサービスを受けられます。

これにより、障がい福祉サービス利用者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用できる場合があります。



施設サービス

介護保険施設で、状態に応じた介護や看護などのサービスを提供します。入所の申込みは、施設に直接お問い合わせください。

介護老人福祉施設 〔特別養護老人ホーム〕 ※定員30人以上

介護1～5
(原則介護3～5)



常時の介護が必要で、自宅での生活が困難な人に、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、療養上の世話を行います。

1日あたりのサービス費用
(1割負担の場合)

要介護1 ~ 要介護5
589円 ~ 1,043円

介護老人保健施設

介護1～5



病状が安定している人に、自宅での生活復帰をめざし、看護や医学的管理のもとに介護や機能訓練を行います。

1日あたりのサービス費用
(1割負担の場合)

要介護1 ~ 要介護5
703円 ~ 1,287円

介護医療院

介護1～5



長期の療養が必要な人に、療養上の管理や看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練を行います。

1日あたりのサービス費用
(1割負担の場合)

要介護1 ~ 要介護5
614円 ~ 1,392円

+

・居住費 ・食費 ・理美容代 ・日常生活費 など

※居住費と食費は軽減の制度があります。詳しくは19ページへ

一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスを利用できます。

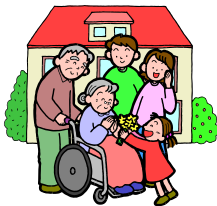
市内にお住まいの65歳以上の人を対象とした「一般介護予防事業」、要支援認定者および生活機能の低下が認められた高齢者（事業対象者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」があります。

一般介護予防事業（対象：65歳以上の人）

65歳以上の人を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、地域での自主的な介護予防の活動を支援します。

事業名	内容	会場
健康相談事業	いきいきサロンや老人クラブなどからの依頼により、高齢者や介護者の心身の健康や介護予防に関する健康相談を行います。	地区交流館やふれあいプラザ
健康教育	いきいきサロンや老人クラブなどからの依頼により、認知症予防、運動、栄養、歯と口の健康などの正しい知識の普及や日常生活に役立つ介護予防の知識の普及・啓発に関する健康教育を行います。	地区交流館やふれあいプラザ
シニア食生活改善教室	高齢者やその家族を対象に、食生活改善推進員による講義や調理実習を行います。	地区交流館や集会所など
健康教室	健康づくりや介護予防に役立つ教室を定期的・継続的にを行います。	ふれあいプラザ、老人福祉センター、地区交流館、集会所
いきいき百歳体操	重りを使った30分程度の簡単な体操です。週1回以上継続して行くと筋力アップに効果があります。	地域の集会所など
居場所づくり	高齢者をはじめ地域の誰でもが自由に立ち寄って、お茶を飲んだりしながら気軽におしゃべりのできる交流の場を提供します。趣味活動や体操など内容は様々です。	地域の集会所など

地域の高齢者が人との交流や地域とのつながりをつくり、充実した生活を送れるよう、地域の身近な集いの場（居場所）づくりの支援や、健康づくりの支援を実施しています。



介護予防・生活支援サービス事業（対象：要支援認定者・事業対象者）

要支援認定者および事業対象者に対し、地域包括支援センターの職員が訪問などにより状態を確認し、一人ひとりに合った訪問型・通所型サービスなどの利用を通じて介護度の重度化を防ぎ、生活機能改善を目指し自立した生活が継続できるように支援します。

※事業対象者とは、65歳以上の人で、基本チェックリストの結果、生活機能の低下が認められた人です。

○訪問型サービス

事業名	内容
介護予防訪問介護相当サービス	ホームヘルパーなどの有資格者が自宅を訪問して、身体介護（入浴、排せつなど）と生活援助（調理、掃除など）を行います。
訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）	ホームヘルパーなどの有資格者や一定の研修受講者が自宅を訪問して、生活援助（調理、掃除など）を行います。
訪問型サービス（短期集中予防サービス）	専門職が閉じこもり、認知症、うつなどの予防・支援が必要と判断された人の自宅を訪問して、必要な相談・指導を行います。



○通所型サービス

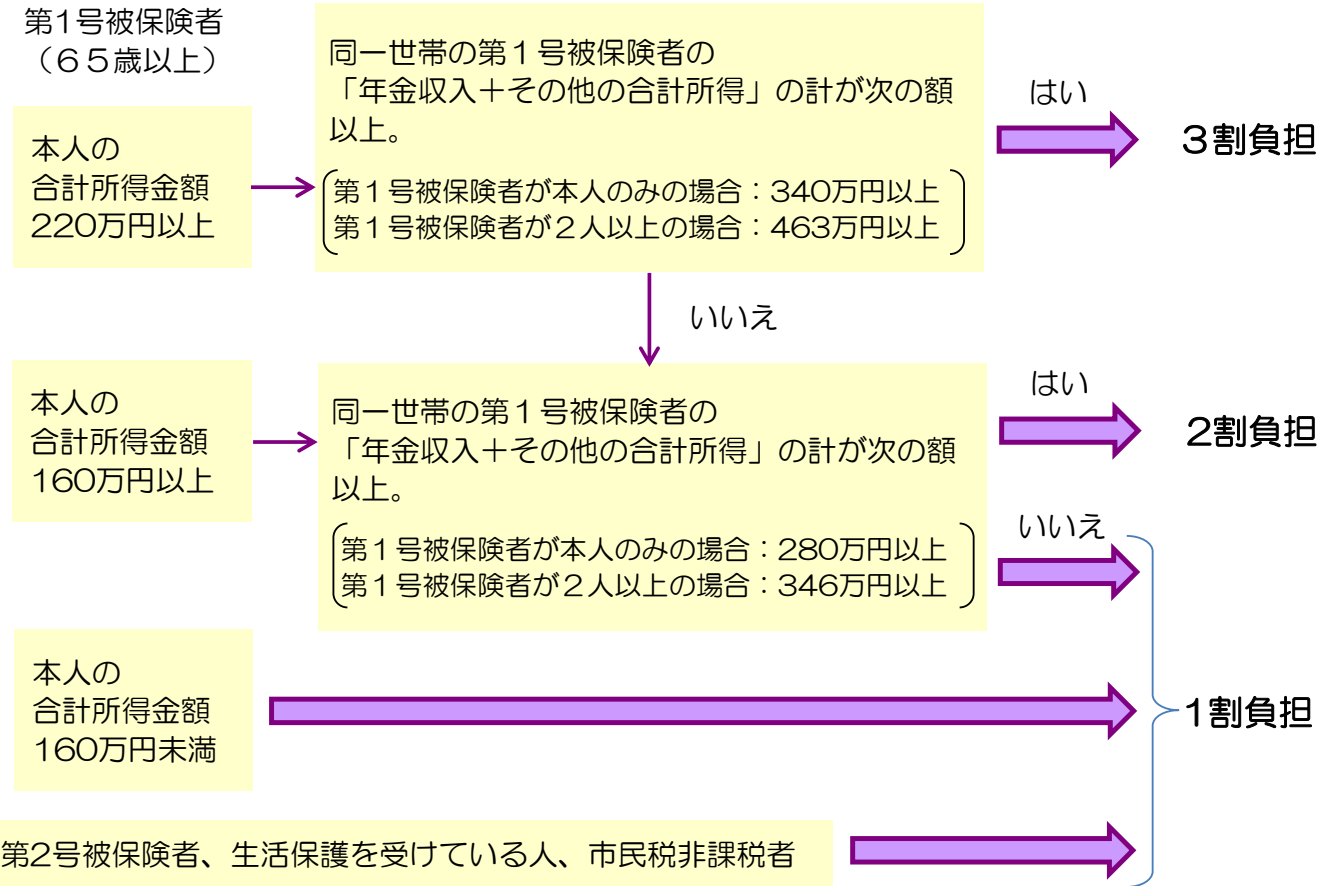
事業名	内容
介護予防通所介護相当サービス	デイサービスセンターなどにおいて、介護予防や生活機能向上を目的とした、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を日帰りで行います。
通所型サービス（緩和した基準によるサービス）	利用者の日常生活、レクリエーション、行事を通じて生活機能向上を図るデイサービスや運動など、身体機能の向上に特化した自立支援のための通所型サービスを行います。
通所型サービス（短期集中予防サービス）	デイサービスセンターなどにおいて、運動器の機能向上を中心に栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などのプログラムを行います。

○その他のサービス

事業名	内容
配食サービス	栄養改善が必要な人に配食サービスを提供するとともに、安否確認を行います。 ※要介護認定者も世帯状況によっては、利用できる場合があります。

サービスの利用者負担

サービスを利用したときは、サービスにかかった費用の**1割～3割**をサービス提供事業者に支払います。
サービスを利用したときの食費や居住費（滞在費）などは、全額自己負担となります。



負担割合証を交付します

要介護・要支援認定を受けている人（申請中の人を含む）や介護予防・生活支援サービス事業対象者に、負担割合（1割～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を交付します。
サービスを利用するときは、この負担割合証をサービス提供事業者に提示します。

負担割合
(1割～3割)

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被 保 険 者 番 号	
住 所	
姓 名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 4 2 0 7 1 福 山 市

在宅サービスの支給限度額

在宅サービス（施設サービス以外）を利用したときは、要介護状態区分ごとに介護保険で利用できる上限額（支給限度額）が決められています。
上限額を超えてサービスを利用したときは、超えた額が全額利用者負担となります。

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320 円
要支援2	105,310 円
要介護1	167,650 円
要介護2	197,050 円
要介護3	270,480 円
要介護4	309,380 円
要介護5	362,170 円

支給限度額に含まれないサービス

- 住宅改修費 ●特定福祉用具購入費
- 居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 など

※介護予防サービスについても同様

サービスの費用が高額になったときは・・・

高額介護（介護予防）サービス費など
1か月に支払った利用者負担額（1割～3割）の合計が負担上限額を超えた場合は、申請に

区 分	負担上限額（月額）
・生活保護を受けている人等	15,000円（個人） 15,000円（世帯）
・世帯全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
・市民税課税で課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
・課税所得380万円（年収約770万円）以上690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

※ 同一世帯に複数のサービス利用者がいる場合は、それぞれの利用者負担額を合計して、世帯の上限額を超えたとき、その超えた額を支給します。

介護保険と医療保険の費用が高額になったときは・・・

高額医療合算介護（介護予防）サービス費など
介護保険と医療保険における1年間の利用者負担額を、世帯内の同一医療保険加入者同士で合計し、その合計額が一定の負担上限額を超えた場合は、申請によりその超えた額を支給します。
※一部の介護予防・生活支援サービスも対象です。

低所得者に対するサービス費用などの軽減は・・・

特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）

低所得の人が、施設サービスや短期入所サービスなどを利用したときの1日の食費や居住費（滞在費）を、申請により軽減します。

対象者は次の要件を全て満たす人です

- ・世帯全員が市民税非課税の人
- ・別世帯の配偶者がいる場合、その配偶者が市民税非課税である人
- ・預(貯)金などが一定額以下の人

社会福祉法人による利用者負担の軽減

低所得者で特に生計が困難な人が、社会福祉法人が提供するサービスを利用したとき、申請により利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金を受給している人は2分の1）を軽減します。また、生活保護を受けている人は、個室の居住費（滞在費）の全額を軽減します。
※軽減の対象となるのは、軽減を申し出た社会福祉法人が実施するサービスに限ります。



～より良い介護サービスの提供のために～

介護サービスは、介護が必要となった方の生活を支援するためのものです。介護職員は利用者の皆さまの身近に寄り添い、介護サービスを提供します。利用者やご家族との信頼関係があってこそ、より良い介護サービスの提供が可能となりますので、介護職員が安心して働くことができる環境づくりにご理解とご協力をお願いします。



次のような行為は、介護職員の心身に影響を及ぼすばかりか、介護サービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。

身体的暴力

- （例）
- ・たたく
 - ・蹴る
 - ・物を投げつける

精神的暴力

- 一言葉や態度で職員を傷つける行為
- （例）
- ・大声で怒鳴る
 - ・威圧的な態度で文句を言う
 - ・理不尽な要求を繰り返す

セクシャルハラスメント

- 性的ないやがらせ
- （例）
- ・必要もなく職員の体をさわる
 - ・抱きしめる
 - ・不快感を与える性的な言動をする

※認知症等の病気または障がいの症状として現れた言動や行動（暴言・徘徊等）、心理症状（幻覚・妄想等）については、介護サービス事業所等と関係機関が相談して対応していきます。